

みえ子どもスマイルプランの改定について

1 第一期スマイルプランの総括、子どもを取り巻く現状

(1) 総括

これまでライフステージごとに取り組を進め、個々の取組について課題はあるものの、重点的な取組の目標を達成したものも多く、成果を上げてきました。

2つの総合目標に対する実績を見ると、合計特殊出生率については、目標とする希望出生率1.8台とはまだ乖離がありますが、平成30年には3年ぶりに増加し、出生数の減少幅も前年より大幅に抑えることができました。

一方、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、第一期スマイルプラン策定時から減少している状況です。平成30年度に実施した三重県子ども条例に基づく調査結果を分析すると、子どもたちについて「元気がある」と感じる県民の割合は増加しているものの、「子どもの育ちを見守り、応援したいと思う割合」が減少傾向で、これまで子どもとふれあう機会の少なかつた人も含め、いかに「地域で子どもを育てる」か、機運の醸成が課題です。

(2) 子どもを取り巻く現状

「つながりの希薄化」や「孤立」という側面から、子どもや結婚、子育てに関連する主な現状を次のとおり捉えています。

○未婚率の上昇

結婚していない理由として「出逢いが無い」の割合が高く、地域の「おせっかいさん」が少なくなっていることや、職場の上司等による紹介が減っていることも指摘されている。

○就職氷河期世代の問題

不本意非正規雇用や就職できない人も多く、経済的な問題から、希望しても結婚に至らなかつたり、引きこもりにつながつたりすることもある。

○子どもの貧困の不可視状態

困難な状況にあるにも関わらず、自らSOSを発することのできない家庭も多く、貧困が可視化されず、貧困の連鎖が起こっている。

○児童虐待相談対応件数の増加

母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、子育てにおける親の負担感・不安から虐待に至るケースや、家庭内の問題として虐待の実態が表面化せず、必要な支援を受けられない子どもがいる。

○家族の多様化（核家族、ひとり親家庭の増加）

核家族やひとり親家庭では、子育てにおける親族からの支援が受けにくく、相談相手がない親が一人で不安を抱えているなどの問題が指摘されている。

○地域コミュニティの衰退

地域で人が集まる機会が減少して、コミュニティのつながりが弱くなり、子どもの有無など各家庭の状況が見えにくくなっているなど、地域で顔の見える関係が薄まってきている。

○三重県子ども条例に基づく調査結果から、子育てをする上で、近所や地域の支えは重要であるとする保護者・県民は大多数であるものの、実際の地域のつながりの強さはそこまで強くないことが確認された。

→ 少子高齢化による人口減少や共働き世帯の増加、県民の価値観の多様化などさまざまな要因によって、「つながり」の希薄化や問題の不可視化が、「孤立」「孤独」を生み出し、結婚や子どもを持つことの希望が持ちにくい状況になっている。

2 計画見直しの考え方

上記1から、不安の解消、孤立を防ぐためには、支え手を増やし、一人で抱え込ませない環境をつくることが重要です。従来型の家族・地域の支援に加え、より多くの関わる人を巻き込んでいく必要があります、人と人との結びつきである「縁」の力が求められています。

「縁を育む」 → 「みんなで、よってたかって」支援する = 「縁で支える」

上記の「縁」は、従来の血縁、地縁、社縁のみでなく、ボランティアやNPO、さらには趣味やネットを通じたつながりなど、幅広い「縁」を考えています。

「縁を育む」「縁で支える」ことは子どもや子育て世代を支援するだけでなく、「人生100年時代」において、リタイア後も含め生活を豊かにすることにも通じます。

以上を踏まえ、第一期と同様にライフステージごとに切れ目のない取組を進めることを基本に、次の考え方で計画を見直してはどうかと考えています。

(1) ライフステージごとの取組項目の見直し **資料3**：現プランの全体像 参照
孤立により不安を抱えている人に寄り添うという視点で、ライフステージごとの取組に追加すべき項目はないか、現プランで内容としては含まれているが項目名として特にあげるべきものはないかを再確認します。

追加項目案

- ・ 医療的ケア児、障がい児への支援
- ・ 青少年健全育成（スマホ依存、薬物乱用防止、ひきこもり） など

(2) 各取組における現状・課題の整理

課題解決のためにはさまざまな主体との「協創」が必要ですが、より協創を進め

るために、「縁を育む、縁で支える」（「孤立」「孤独」にさせない）という視点を入れて、各取組を見直します。

このことは、「多様性」と「包摂性」（「誰一人取り残さない」）という SDGs の考え方や「新しい豊かさ」の一つである「社会のシステムやつながりの豊かさ」につながります。

「協創」及び協創をより進めるための「縁を育む、縁で支える」視点

- ・誰が「孤立」していて、どのような問題をはらんでいるか
- ・今まで関わってきた人以外の人にも関わってもらう事業展開はできないか
- ・どのような主体と、どのような取組をすることが必要と考えるかを各取組ごとに記載します。

<現プランの「重点的な取組」における「縁を育む、縁で支える」の観点例>

- ◇ライフプラン教育の推進（人生 100 年時代を見据えて）
- ◇子どもの貧困対策（貧困の連鎖を防ぐ）
- ◇児童虐待の防止（親の孤立も原因に。子どもを守る）
- ◇社会的養護の推進（より家庭環境に近い環境に）
- ◇若者の雇用対策（引きこもりを防ぐ）
- ◇出逢いの支援（家族の形成へ）
- ◇保育・放課後対策など子育て家庭の支援（親の社会進出。子育て家庭を孤立させない）
- ◇周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援（親になる人に寄り添う。医療的ケア児のレスパイト体制の構築）
- ◇切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実（親の不安（ワンオペ育児）の緩和）
- ◇不妊に悩む家族への支援（夫婦だけで悩まない。社会のバックアップ）
- ◇発達支援が必要な子どもへの対応（ 同上 ）
- ◇男性の育児参画の推進（母親の不安（ワンオペ育児）の緩和。社縁だけではない縁で豊かな人生に）
- ◇子育て期女性の就労に関する支援（女性の社会進出）
- ◇企業による仕事と子育ての両立に向けた取組の支援（社縁だけでない縁で豊かな人生に）

3 総合目標等

(1) めざすべき社会像

【第1回会議の内容】

現プランでは、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をおおむね10年先のめざすべき社会像として設定し、取組を進めています。

結婚や妊娠、出産などについては、個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、誰かに強制されるものではありませんが、毎年度実施している「みえ県民意識調査」によると、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、子どもが豊かに育っている」と実感している割合は、過年度からやや増加しているものの、50%を下回っている状況です。

そのため、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、子どもが豊かに育っている」実感が十分でない現状を鑑み、現プランの「めざすべき社会像」を改定後の子どもスマイルプランでも継続したいと考えています。

現プランでは、「おおむね10年先」のめざすべき社会像としていますが、特に「子どもが豊かに育つ」は数年後にみんなが100%満足するというものでなく、長い期間をかけてめざしていくべきものであると考えるため、次期プランでは、「おおむね10年先」を削除し、期間を明示しないこととしたいと考えています。

(2) 2つの総合目標

【第1回会議の内容】

総合目標①について、少子化対策の目標としては、「出生率」（その年次の人口千人当たりの出生数の割合）も考えられますが、出生率はこれまでの自然減や人口移動に伴う社会減による年齢構成（人口ピラミッド）の影響も大きいため、めざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう」をふまえると、引き続き一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数である「合計特殊出生率」が目標としてふさわしいと考えています。

総合目標②について、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は減少傾向にあり、目標値と乖離があります。

属性別に見ると、「女性」より「男性」、「専業主婦等」より「正規職員」、「有配偶」より「未婚」、「複数世代世帯」より「単独世帯」のほうが「元気に育っていると感じている」割合が低くなっており、子どもと接する機会の多寡が県民の意識に影響していることが考えられます。

県ではこれまで地域社会全体で子どもを育てる機運の醸成を図るために、子どもの権利について学ぶ機会の提供、子どもが意見表明する機会の設定、子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援、子どもの育ちを支える人材育成・環境整備などを行ってきましたが、目標に達していないことから、引き続き「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」を目標としたいと考えています。

第1回会議で、総合目標①の「合計特殊出生率」が何を表す数値なのか、県民の方に分かりにくいというご指摘がありましたので、プラン内に解説を入れるとともに、総合目標を下記のとおりとしたいと考えています。

総合目標①（計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう」に着目）

【現プラン】

県の合計特殊出生率（平成25年 1.49）を、おおむね10年後を目途に、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準（「希望出生率」）である1.8台に引き上げる。



【次期プラン】

県の合計特殊出生率（平成30年 1.54）を、2020年代に、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準（「希望出生率」）である1.8台に引き上げる。

総合目標②（計画のめざすべき社会像「すべての子どもが豊かに育つ」に着目）

【現プラン】

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合※」（平成25年度 56.0%）を、平成36年度（令和6年度）に67.0%まで引き上げる。

<1年あたり1ポイントの上昇が継続した場合に到達する水準>



【次期プラン】

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合※」（平成30年度 51.5%）を、令和6年度に63.5%まで引き上げる。

<1年あたり2ポイントを上昇させた場合に到達する水準>

※みえ県民意識調査の結果

総合目標①は、引き続き現プランの目標水準（希望出生率1.8台）をめざします。

総合目標②は、現プラン策定後に実績値が下がりましたので、現プランの目標に近づけるべく、現プランよりも高い上昇幅（1年あたり2ポイント）を実現できるよう取り組んでいきます。

4 構成案および策定にあたっての留意点

(1) 構成案

次期スマイルプランの構成を資料4のとおりとしたい。

(2) 留意点

- ①「第2章 第2節 少子化の動向や子どもと子育てを取り巻く環境等」では、「少子化のいま」を可視化するため、出生数や50歳時未婚率、要保護児童数などを、グラフを使って説明します。
- ②子どもが事故に巻き込まれるなど、子どもの安全・安心に関心が高まっていることや、法改正により外国人の増加が見込まれることから、「安全・安心のまちづくり」や「外国人住民が安心して子育てできる環境づくり」は「第6章 県民の意識の高まり、環境の整備等」で整理したいと考えています。
- ③文中に数カ所コラムを入れ、県の取組に関わっている人や事業の参加者の声を取りあげることで、取組内容の実態を県民により分かりやすく、より親しみやすいものにします。

<参考> 主な社会情勢の変化、残された課題 ○社会情勢 □課題

①人口減少（少子化）

- 合計特殊出生率の低迷、出生数の減少（15～49歳女性人口の減少）
- 平均初婚年齢の高止まり、未婚率の上昇
- 非正規雇用、低所得者の未婚率の高さ

②雇用環境（労働力不足、女性活躍、働き方改革）

- 働き方改革関連法の施行（H31.4月）。残業時間の上限規制、年5日間の年次有給休暇取得の義務化など。
- 女性活躍・ハラスメント規制法（労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などを一括改正）の成立（R1.5月）。パワハラ、セクハラ、マタハラを「行ってはならない」と明記。パワハラ防止措置義務を規定。
- 女性活躍推進法の完全施行（H28.4月）。改正法が公布（R1.6月）。従業員101人以上の事業所において一般事業主行動計画の策定義務（公布後3年以内に施行）など。
- 高い有効求人倍率（売り手市場）
- 若い世代（20・30歳代）の所得分布における低所得層へのシフト【全国】
- 就職氷河期世代の問題（非正規雇用、引きこもり）
- 男性の育児休業取得率の低迷（【全国（平成30年度）】男6.16%、女82.2%）
- 家事・育児時間の男女差（【三重県（平成28年）】男53分、女398分）

③地域コミュニティの弱体化

- 「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」の減少（みえ県民意識調査）
- 「子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思う県民の割合」の減少（みえの子ども白書）
- 子ども食堂の増加（【全国（令和元年5月）】3,700カ所（昨年比1.6倍）NPO法人調べ）・・・もともとは貧困家庭向けに始まったが、子どもを中心にした地域づくりになってきている。

④子どもの貧困

- 生活困窮者自立支援法の施行（H27.4月）
- 改正子どもの貧困対策推進法の公布（R1.6月、1年以内に施行）。市区町村に対し計画策定の努力義務。
- 高い子どもの貧困率（子どもの相対的貧困率【全国（平成27年度）13.9%】）
- 【再掲】子ども食堂の増加（【全国（令和元年5月）】3,700カ所（前年比1.6倍）NPO法人調べ）

⑤児童虐待

- 改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立（R1.6月。一部を除きR2.4月施行）。平成30年度の悲惨な事件が続いたことを受けた法改正。「介入」と「支援」の分離、体罰禁止など。
- 児童虐待相談対応件数の増加（【三重県（平成30年度）】2,074件（前年度比24.2%増））

⑥子どもの安全確保（防災、事件・事故）

- 不審者による通学中の小学生等が襲われる事件の発生。登下校時の安全確保への関心が高まる。
- 園外活動中の保育園児が車にはねられる事故が発生。子どもの園外活動時の危険個所の調査が全国で行われる。
- 改正青少年インターネット環境整備法の施行（H31.2月）。携帯電話、スマートフォン等の提供事業者に、青少年が契約者となる場合はフィルタリングの必要性等について説明することを義務付け。

⑦多様化、ダイバーシティ、SDGs、グローバル化

- 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標（SDGs）が国連サミットで採択（H27.9月）。
- 改正出入国管理法が施行（H31.4月）。外国人労働者の受け入れを拡大し、今後5年間で最大34万人余りの外国人を受け入れる見込み。

⑧Society5.0への対応

- AIやIoT、ロボティクスなどの革新的な技術の開発により、あらゆる分野でこれまでとは全く異なる社会を実現しようとしている。地域や個人が直面する課題解決に資する可能性があるほか、行政の業務の仕方の変更も考えられる。

⑨その他

- 医療法の一部改正により、地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定（H31.4月施行）
- 医療技術の進歩。新型出生前診断について、今後厚労省があり方を検討。医療的ケア児の増加。

⑩県の取組

- 子ども基金を創設（H30.4月）。財源確保の多様化、拡充が課題。